

情報提供の義務化について

0903株式会社P
許可番号:派13-310836

<概要>

労働者や派遣先となる事業主がより適切な派遣会社を選択できるよう、インターネットなどにより派遣会社のマージン率や教育訓練に関する取り組み状況などの情報提供が義務化されています。
(労働者派遣法第23条第5項、同法施行規則第18条の2)

1 情報提供すべき事項

- ① 派遣労働者数
- ② 派遣先事業所数
- ③ 派遣料金の平均額
- ④ 派遣労働者の賃金の平均額
- ⑤ マージン率

$$\text{マージン率(%)} : \frac{\text{派遣料金の平均額} - \text{派遣労働者の賃金の平均額}}{\text{派遣料金の平均額}} \times 100$$

※小数点以下一位未満の端数は四捨五入（例 ○○.○%）

- ⑥ 派遣労働者のキャリア形成支援制度に関する事項
 - ・キャリアアップに資する教育訓練計画の概要
 - ・キャリアコンサルティングの相談窓口の連絡先
- ⑦ 派遣労働者の待遇の決定に係る労使協定を締結しているか否かの別
 - ・当該協定の対象となる派遣労働者の範囲
 - ・当該協定の有効期間の終期
- ⑧ その他労働者派遣事業の業務に関し参考となると認められる事項

<情報提供の方法>

弊社では、自社ホームページ等を有しているため、インターネットの利用により、上記の項目に関して情報提供を行います。少なくとも、毎事業年度終了後、可能な限り速やかに前年度分の実績を公表いたします。なお、情報公開を積極的に進める観点から、当年度分の実績を追加的に情報提供することもあります。

※実績がなかった場合でも、公開いたします。

労働者派遣事業に係わる情報提供

労働者派遣法第23条第5項に基づき、マージン率等について公開します。

対象： 令和6年度(令和5年11月1日～令和6年10月31日)

拠点名称

0903株式会社P 本社

拠点の所在地

東京都港区北青山二丁目7番24号4F

① (令和6年10月末時点) 派遣労働者数

4人

② 令和6年度(令和5年11月1日～令和6年10月31日) 派遣先事業所数(対象期間における実数)

3社

③ 令和6年度(令和5年11月1日～令和6年10月31日) 労働者派遣に関する料金の平均額

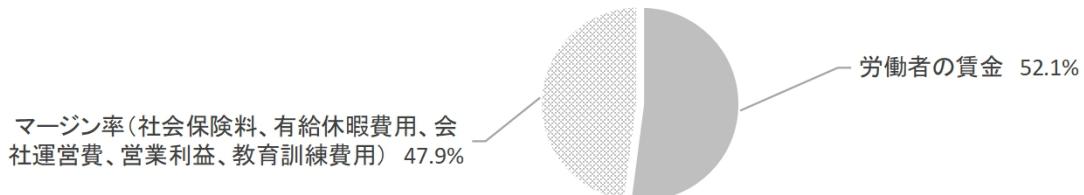
22,375円

④ 令和6年度(令和5年11月1日～令和6年10月31日) 労働者派遣者の賃金の額の平均額

11,650円

⑤ 令和6年度(令和5年11月1日～令和6年10月31日) マージン率

下記の円グラフ参照



⑥ 派遣労働者のキャリア形成支援制度に関する事項

- ・ビジネスマナー
- ・コミュニケーション研修
- ・インフラ技術者実践基礎研修
- ・情報セキュリティ講習
- ・エクセル基本操作演習
- ・安全衛生教育

<キャリアコンサルティング相談窓口> 03-6820-2337

⑦ 派遣労働者の待遇の決定に係る労使協定を締結しているか否か

- 労使協定の締結可否 : 締結済み
- 当該協定の対象となる派遣労働者の範囲 : 原則として、弊社と派遣労働契約を締結する全ての派遣労働者
- 当該協定の有効期間の終期 : 2026年3月31日

⑧ その他労働者派遣事業の業務に関し参考となると認められる事項

マージンに含まれる費用

- ・社会保険料(健康保険料、厚生年金保険料、介護保険料、雇用保険料、労災保険料などの事業主負担分)
- ・有給休暇費用
- ・会社運営経費(健康診断費用、営業費用、募集採用費用、就業管理費用、福利厚生費用、事務所賃料等)
- ・営業利益
- ・教育訓練費用

以上